関門系ルータ	1　設備量の算定 ⑴　相互接続局ごとに、次のアからエまでにより求めた関門系ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の関門系ルータユニット数とする。 ア　関門系ルータ10Gインタフェース数（コア局対向10Gインタフェース数、同一局内共用コアルータ対向10Gインタフェース数、相互接続局渡り10Gインタフェース数、ＳＢＣ対向10Gインタフェース数、ＥＮＵＭサーバ対向10Gインタフェース数、ＤＮＳサーバ対向10Gインタフェース数及び相互接続局用Ｌ２ＳＷ対向10Gインタフェース数の合計をいう。）を関門系ルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を関門系ルータ10Gボード数とし、関門系ルータ１ユニット当たり最大10Gボード数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。） イ　当該相互接続局の最繁時帯域を関門系ルータ収容率及び関門系ルータ１ユニット当たり最大処理最繁時帯域で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。） ウ　当該相互接続局の最繁時パケット数を関門系ルータ収容率及び関門系ルータ１ユニット当たり最大処理最繁時パケット数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。） ⑵　⑴アのコア局対向10Gインタフェース数、共用コアルータ対向10Gインタフェース数、相互接続局渡り10Gインタフェース数、ＳＢＣ対向10Gインタフェース数、ＥＮＵＭサーバ対向10Gインタフェース数、ＤＮＳサーバ対向10Gインタフェース数及び相互接続局用Ｌ２ＳＷ対向10Gインタフェース数から、それぞれ光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除し、合計したものを、当該局のメタルＩＰ音声系関門系ルータ10Gインタフェース数とする。 ⑶　⑴アの関門系ルータ10Gボード数から光ＩＰ電話に係るもの（インタフェース数比により算定するものとする。）を控除したものを、メタルＩＰ音声系関門系ルータ10Gボード数とする。 ⑷　⑴の関門系ルータユニット数から光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを、メタルＩＰ音声系関門系ルータユニット数とする。 2　投資額の算定 次の算定式により、局ごと関門系ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、関門系ルータ投資額を算定する。 局ごと関門系ルータ投資額 ＝メタルＩＰ音声系関門系ルータユニット数×関門系ルータユニット単価	